

《 資 料 1 》

第六次いきいきシルバープランの 策定について

第六次いきいきシルバープランの策定について

計画策定にあたって

1 第六次いきいきシルバープランの目的

本市は、「第五次いきいきシルバープラン（以下「第五次計画」という。）」に基づき、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進してきましたが、全国的な傾向と同様に、医療を必要とする要介護者や認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者等の急増、地域における住民間のつながりの希薄化に対応する必要性が生じております。

こうした状況を踏まえ、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として「第六次いきいきシルバープラン（以下「第六次計画」という。）」を、以下の視点に基づき策定しました。

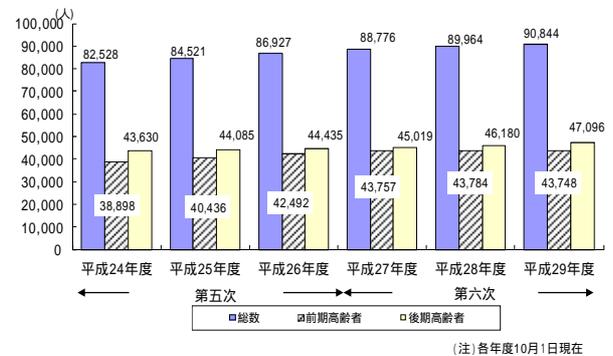
地域包括ケアシステムの発展・充実
認知症施策の推進
高齢者自身や高齢者を支援する市民による自主的な地域活動の促進

2 本市における高齢者等の推計

(1) 高齢者数の推計

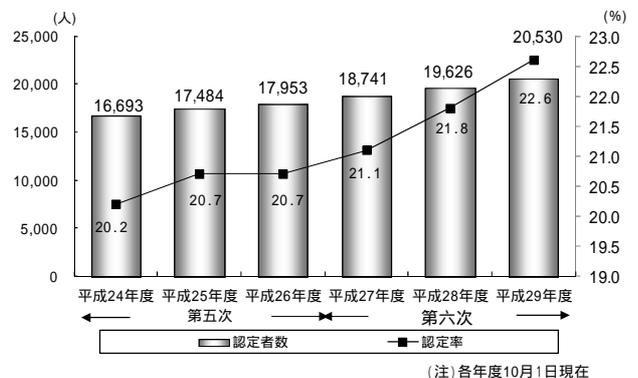
本市の第六次計画初年度の平成27年度での65歳以上の高齢者数は総数で88,776人、最終年度である平成29年度には90,844人と予想され、平成27年度よりさらに2,068人の増加が予想されます。

このうち、65歳～74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者をみると、後期高齢者は2,077人と大幅な増加となっています。



(2) 要介護（要支援）認定者の推計

本市の第六次計画初年度の平成27年度での65歳以上の高齢者数のうちの認定者数は、18,741人、平成29年度には20,530人と予想され、平成27年度よりさらに1,789人の増加が予想されます。



計画の基本的考え方

1 基本理念

高齢者保健福祉施策を推進する上での基本理念は、第五次計画からの連続性、整合性を踏まえ、以下のとおりとします。

健やかで明るい生活を目指して
安心できる生活を目指して
いきいきとゆとりのある生活を目指して
ともに生きる豊かな福祉社会を目指して

2 基本目標

本計画では、基本理念に基づいて、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県の計画や方針、昨今の高齢者を取り巻く情勢等を計画策定に反映していきます。その上で、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年を見据え、今後3年間の中で、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めるため、以下の基本目標を掲げます。

高齢者福祉の充実
～地域で見守り、支える豊かなシルバーライフ～

3 基本方針

高齢者福祉施策については、認定者の増加が予想される要支援1、2、要介護1など比較的軽度の認定者を改善させる、または、元気高齢者を介護認定者にさせない施策を展開するとともに、地域の高齢者（や市民）介護者を貴重な「人財（人的資源）」と捉え、地域ニーズに適した高齢者同居世帯への支援や高齢者の生きがいづくりのため、介護支援サポーターや介護ボランティアとして活躍する仕組みづくりに努めます。

介護保険事業計画では、基本理念と基本方針を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの実現を進展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、本市が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とします。以上の考え方に基づき、基本目標を実現するための基本方針として以下の3点を掲げ、これらに基づき事業を展開していきます。

基本方針1 高齢者福祉サービスの充実
基本方針2 介護予防の推進
基本方針3 介護保険事業の充実

地域包括ケアシステムの構築

1 日常生活圏域の考え方と第六次計画における日常生活圏域の設定

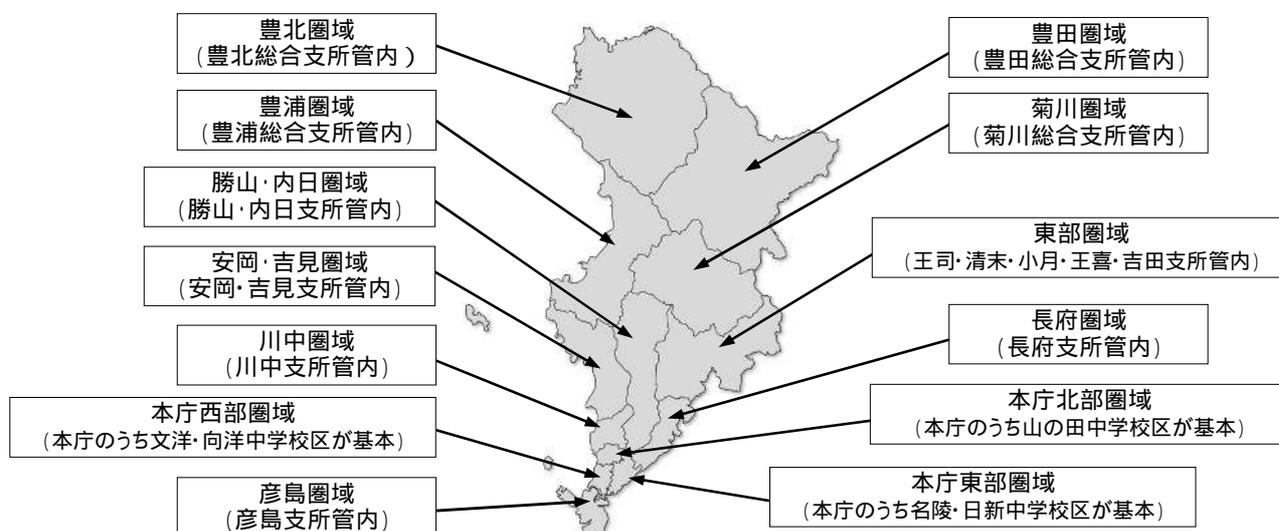
日常生活圏域については、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常の生活を営んでいる地域ごとに、介護サービス提供施設の適正かつ計画的な整備を図るため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定することとしており、第六次計画においては、圏域ごとの高齢者人口や面積等を考慮したうえで、日常生活を営んでいる地域としての日常生活圏域の見直しを行い、現在の「8圏域」から新たに「13圏域」に設定します。

日常生活圏域の概要

(単位：人/平成26年10月1日現在)

第五次（8圏域）				第六次（13圏域）			
圏域	人口	高齢者	高齢化率	圏域	人口	高齢者	高齢化率
本庁	69,621	23,659	34.0%	本庁東部	24,346	8,356	34.3%
彦島	28,177	9,619	34.1%	本庁西部	25,074	9,443	37.7%
山陽	55,392	16,531	29.8%	本庁北部	20,201	5,860	29.0%
山陰	80,449	20,785	25.8%	彦島	28,177	9,619	34.1%
				長府	29,333	9,206	31.4%
菊川	8,055	2,590	32.2%	東部	26,059	7,325	28.1%
豊田	5,730	2,308	40.3%	川中	33,501	7,842	23.4%
豊浦	18,216	6,714	36.9%	安岡・吉見	20,539	6,817	33.2%
豊北	10,098	4,721	46.8%	勝山・内日	26,409	6,126	23.2%
合計	275,738	86,927	31.5%	菊川	8,055	2,590	32.2%
				豊田	5,730	2,308	40.3%
				豊浦	18,216	6,714	36.9%
				豊北	10,098	4,721	46.8%
				合計	275,738	86,927	31.5%

日常生活圏域の設定状況



2 地域包括ケアシステムについて

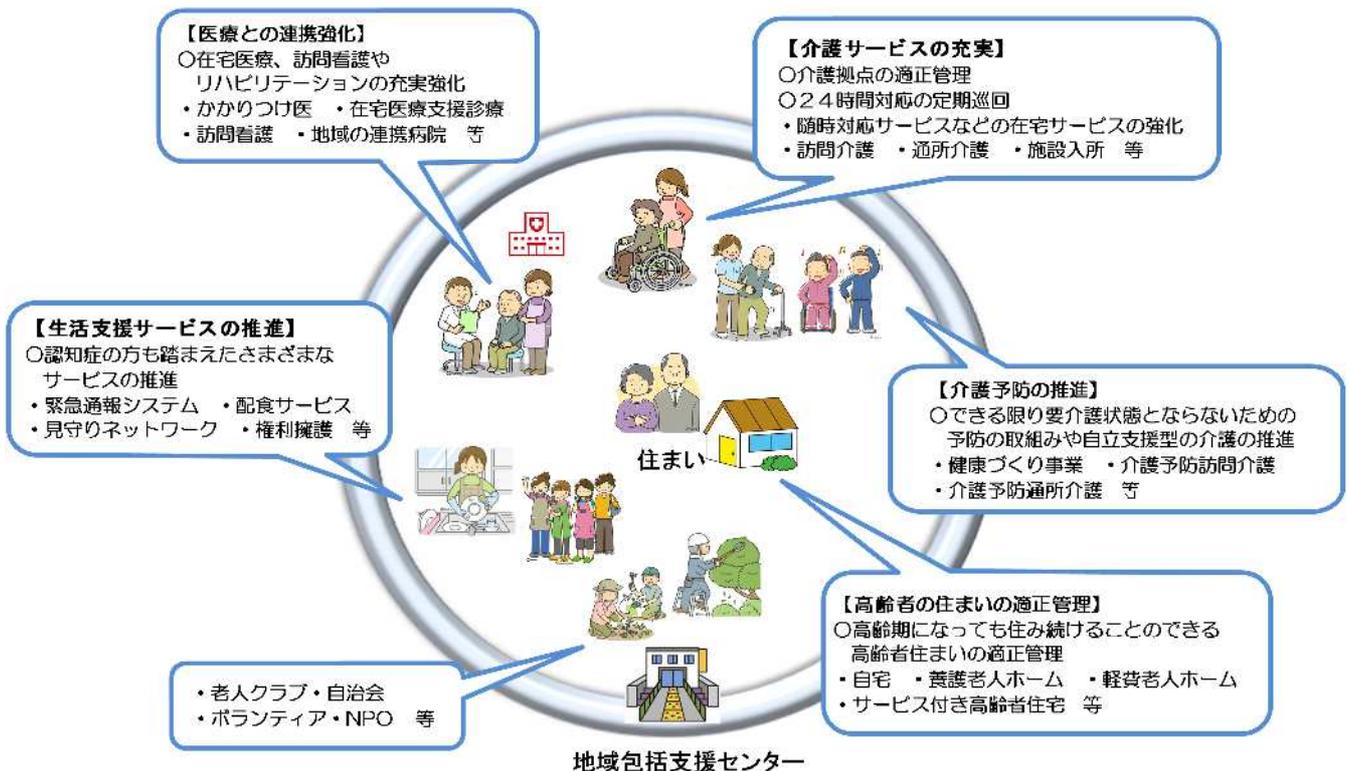
地域包括ケアシステムの構築には、専門職だけでなく、地域住民を主体とした自主的な取組やボランティア活動も重要な役割を担っています。

また、高齢者福祉サービスの提供を行政だけが担うのではなく、ボランティアグループやサービス事業者を支援するなど、地域住民の活力を導入しつつ、行政の果たすべき役割と住民活力に参加・協力を得る分野を明確にし、地域での相互扶助を通じた自立支援の仕組みを構築していきます。

さらに、医療、介護サービス事業者、関係機関との連携を図りながら、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を推進していきます。

「地域包括ケアシステム」の概念図

高齢者の方に、日常生活圏内で
 (1) 医療との連携強化、 (2) 介護サービスの充実、 (3) 介護予防の推進、
 (4) 高齢者の住まいの適正管理、 (5) 生活支援サービスの推進
 の5つを基本として、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の特性を考慮しつつ利用者のニーズに合わせてさまざまなサービスを提供することを目標としています。



地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定しており、各圏域に設置している地域包括支援センターがその中核としてサービスのコーディネートなどに対応します。

高齢者福祉施策の推進

1 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する生活支援、緊急時の対応等の事業を行うとともに、元気な高齢者の活動を支援するサービスを実施します。

2 高齢者の生活環境の整備

(1) 安心して暮らせる環境の整備

犯罪や災害に対し、高齢者が安心して暮らせるよう防犯・防災体制を整備します。

(2) 住まいの整備

自宅で生活することが困難な高齢者や、加齢に伴い現在の住居から住み替えを希望する高齢者等、一人ひとりの生活課題や多様な住まいのニーズに対応するため、住宅施策と連携しながら、養護老人ホーム、ケアハウス等の施設の生活環境の充実や入所相談などの居住関係施策を総合的に推進します。また、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備も進められており、それらの情報収集及び情報提供に努めます。

3 生涯現役社会づくりの推進

社会参加や学習機会、就労機会の拡充など、関係各課の連携のもと、「活動的な 85 歳」をめざした取組を総合的に推進します。

4 介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続することができるよう支援することが必要です。

このため、介護保険制度において、高齢者自身がそれぞれの心身の状況やその置かれている環境等に応じたサービスが提供されるよう、居宅サービスと施設・居住系サービスとのバランスのとれたサービス提供体制を確保するとともに、介護保険事業の円滑な運営及び介護サービスの質的向上を図ります。

地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）～平成 29 年 4 月までに開始

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に加え、住民主体の支援等も含み、要支援認定者及び基本チェックリストで支援が必要と判断された対象者が利用可能となります。要支援者は、ケアマネジメントを行い、総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）と、予防給付によるサービスを適切に組み合わせつつ、サービス利用が可能となります。

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、一次予防・二次予防を区別せず、地域の実情に応じて効果的・効率的に取り組み、すべての高齢者が利用可能です。

新規事業の地域リハビリテーション活動支援事業は、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域の高齢者に対するきめ細かな支援体制の実現と地域で支え合う地域包括ケア体制の整備を図るため、地域包括支援センターを12箇所に増設し、機能強化を図ります。

地域包括支援センターの設置状況

名称	担当圏域	運営法人
下関市本庁東部地域包括支援センター	本庁東部	[市直営]
下関市本庁西部地域包括支援センター	本庁西部	[委託]医療法人茜会
下関市本庁北部地域包括支援センター	本庁北部	[委託]医療法人社団青寿会
下関市彦島地域包括支援センター	彦島	[委託]社会福祉法人松美会
下関市長府地域包括支援センター	長府	[委託]社会福祉法人朋愛会
下関市東部地域包括支援センター	東部	[委託]社会福祉法人下関市社会福祉協議会
下関市川中地域包括支援センター	川中	[委託]一般社団法人下関市医師会
下関市安岡・吉見地域包括支援センター	安岡・吉見	[委託]社会福祉法人松涛会
下関市勝山・内日地域包括支援センター	勝山・内日	[委託]社会福祉法人暁会
下関市菊川・豊田地域包括支援センター	菊川・豊田	[委託]社会福祉法人菊水会
下関市豊浦地域包括支援センター	豊浦	[委託]社会福祉法人下関市社会福祉協議会
下関市豊北地域包括支援センター	豊北	[委託]社会福祉法人下関市社会福祉協議会

(2) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、在宅医療や介護に従事する関係者同士の連携を図り、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することができる体制の整備に取り組みます。

(3) 認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを、基本目標とします。

(4) 生活支援サービスの体制整備

多様な生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を促進するための体制の整備を図ります。

行政サービスだけでなく、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を促進するための重層的な支援体制を構築していきます。

第6期介護保険事業の推進

1 基盤整備の目標

(1) 基盤整備の基本的な考え方

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスの充実を図るとともに、施設系サービスについては、今後の介護保険サービスの必要量や日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備状況を考慮し、計画的に整備を図ります。

(2) 基盤整備の目標

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

（単位：か所（人））

	第5期までの整備状況	第6期計画			整備目標 (第6期末)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
整備量	本庁東部	0(0)		1(29)	1(29)
	本庁西部	1(29)		1(29)	2(58)
	本庁北部	1(29)			1(29)
	彦島	2(49)			2(49)
	長府	1(20)		1(29)	2(49)
	東部	1(29)			1(29)
	川中	0(0)		1(29)	1(29)
	安岡・吉見	2(49)			2(49)
	勝山・内日	1(29)			1(29)
	菊川	1(29)			1(29)
	豊田	1(29)			1(29)
	豊浦	3(78)		増床(9)	3(87)
	豊北	1(29)			1(29)
	計	15(399)		2(67)	2(58)

注1) 表中の年度は開設年度であり、各年度3月1日の開設を予定

注2) 第5期までの整備状況には、介護老人福祉施設のうち一部ユニット型施設で、地域密着型介護老人福祉施設に指定替えになったものを含む

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

（単位：か所（人））

	第5期までの整備状況	第6期計画			整備目標 (第6期末)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
整備量	本庁東部	2(18)		1(9)	3(27)
	本庁西部	2(27)		1(9)	3(36)
	本庁北部	3(27)			3(27)
	彦島	3(45)			3(45)
	長府	1(18)		1(9)	2(27)
	東部	3(36)			3(36)
	川中	1(18)		1(9)	2(27)
	安岡・吉見	1(18)		1(9)	2(27)
	勝山・内日	3(36)			3(36)
	菊川	3(36)			3(36)
	豊田	2(27)			2(27)
	豊浦	4(36)			4(36)
	豊北	2(18)		1(9)	3(27)
	計	30(360)		3(27)	3(27)

注) 表中の年度は開設年度であり、各年度3月1日の開設を予定

2 保険給付費の見込み

(単位:千円)

区分	第5期			第6期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費(合計)	21,347,291	21,842,141	22,490,473	23,774,129	24,828,678	25,403,401
居宅サービス	10,664,665	11,200,088	11,714,969	12,576,282	10,905,293	10,888,329
地域密着型サービス	2,346,400	2,502,162	2,679,215	3,276,014	6,246,117	6,832,415
施設サービス	8,336,226	8,139,891	8,096,289	7,921,833	7,677,268	7,682,657
特定入所者介護サービス等費	931,091	939,491	959,304	904,943	862,913	881,024
高額介護サービス等費	457,715	463,651	487,707	490,304	503,542	517,138
高額医療合算介護サービス等費	43,352	60,051	54,257	79,459	81,604	83,808
審査支払手数料	34,633	35,271	31,180	34,686	35,581	36,541
標準給付費(合計)	22,814,082	23,340,605	24,022,921	25,283,521	26,312,318	26,921,912

注)平成24、25年度は実績値

3 第1号被保険者保険料の見込み

(1) 第1号被保険者の保険料設定の基本的な考え方

平成27年度から平成29年度までの第6期保険料の設定にあたっては、国の基本的な考え方に基づき、保険料の上昇抑制のための基金の活用や負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行います。

**公費負担による低所得者の第1号保険料軽減強化
介護給付費準備基金の取り崩し**

(2) 第1号被保険者の保険料設定

【第1号被保険者の保険料基準額(月額)】

$([\text{保険料収納必要額}] - [\text{基金取崩額}]) / \text{保険料収納率} / 3\text{年間の第1号被保険者数} / 12\text{ヵ月}$
(約167億円) (約5.5億円)

【保険料収納必要額】

保険給付費(約161億円)

3年間の標準給付費見込額(約785億円)×第1号被保険者負担割合(22%)

- 調整交付金(見込交付割合分 - 交付割合分)(約11.5億円)

地域支援事業費(約6億円)

3年間の地域支援事業費見込額(約28億円)×第1号被保険者負担割合(22%)

【基金取崩額】

介護給付費準備基金取崩額(約5.5億円)

第6期（平成27～29年度）における所得段階別第1号被保険者保険料

所得段階	区分(対象者)	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金(1)受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(2)の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.5 (3)	2,650円	31,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.65 (3)	3,445円	41,340円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75 (3)	3,975円	47,700円
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,770円	57,240円
第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	5,300円	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,360円	76,320円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	6,890円	82,680円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	7,950円	95,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.7	9,010円	108,120円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.75	9,275円	111,300円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	基準額 ×2.0	10,600円	127,200円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	基準額 ×2.25	11,925円	143,100円

- (1) 老齢福祉年金 ... 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金
- (2) 合計所得金額 ... 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額
- (3) 公費負担による低所得者の第1号保険料軽減強化が実施された場合は保険料率を見直し

【参考資料】介護保険制度改正の概要

主要項目	概 要
(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実	
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療拠点機能の構築 ・地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり ・地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
生活支援サービスの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネータの配置 ・居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ・地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの人員体制の強化 ・地域包括支援センターの業務内容の見直し ・地域包括支援センターにおける効果的運営の推進
(2) サービスの効率化・重点化	
全国一律の介護予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月までに総合事業を実施、段階的に移行(～平成29年度) ・見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。
特別養護老人ホームの新規入所者の中重度者への限定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く) 要介護1・2でも一定の場合には入所可能
(3) 費用負担の公平化	
低所得者の保険料の軽減割合を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ・軽減対象：市町村民税非課税世帯
一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)以上の65歳以上高齢者の利用者負担を1割から2割負担とする
低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加(以下は対象外) <ul style="list-style-type: none"> 単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合 世帯分離した配偶者の所得 非課税年金(遺族年金、障害年金)
(4) その他	
2025年を見据えた介護保険事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間中の給付費を推計して保険料を設定するだけでなく、今後の高齢者(被保険者)の動向を勘案して2025年度(平成37年度)のサービス水準、給付費等も推計し、計画に記載。
施設系サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用 ・医療保険制度も住所地特例の適用を検討
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲(平成30年4月) ・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行(平成28年4月1日までに施行)